

申請に伴う確認事項

申請するにあたり、事前に下記事項をご確認ください。

No.	事項	説明事項
1	入園申請全般	パンフレット「令和6年度木更津市保育施設入園のご案内」を確認してください。 申請に必要な書類は、こども保育課窓口での受け取りまたは、「手続きガイド」にてご自身で準備してください。
2	郵送申請	「郵送で申請される場合について」をご確認のうえ申請してください。
3	窓口申請	各月の申請締め切り日までに必ずご来庁ください。
4	手続きガイド	質問事項に回答し、最後に表示される様式を全てダウンロードしご準備ください。 なお、質問事項がご自身の状況に該当しない場合は、こども保育課窓口にて書類をご案内いたしますのでご来庁ください。
5	保育施設の見学	入園を希望される保育施設には、事前に全て見学をしてください。 保育施設によって、保育内容やサービスが異なります。
6	希望園	申請書に記載する希望園については、施設の空き状況に合わせて、第1希望から順に全て判定いたします。 そのため、 <u>実際に通える範囲(保育サービス等も含めて)で希望してください。</u>

7	お子さんの面談	<p>お子さんの面談を行います。面談には、お子さんをお連れのうち、母子手帳を持参してください。</p> <p>窓口申請の場合は、申請書類確認後、そのまま面談を行います。</p> <p>郵送申請の場合は、各月の申請締め切り日までにご来庁ください。</p>
8	入所保留通知発行希望	<p>育児休業の延長などのため、保育施設の入園は希望しないが「入所保留通知書」が必要な場合は、通常の申請書類と併せて「入所保留通知書発行希望書」を提出してください。</p> <p>この場合、入園判定の対象とならないため、入園が決まることはありません。「入所保留通知書発行希望書」を提出後、入園判定を希望する場合は、電話にて判定希望をお伝えください。次回の判定から反映いたします。</p>
9	転園	<p>園に在園しながら転園申請を行うことは可能です。</p> <p>4月入園に限っては、市内認可保育施設を継続希望しつつ、別の市内認可保育施設に転園申請をすることはできません。</p> <p>3月末に退園する条件で、新規申請として申請することは可能です。</p>
10	管外の申請	<p>申請先の市区町村によって、受付締切日や、申請書類が異なります。お早めにご相談ください。</p>